

「安芸太田町過疎地域持続的発展計画（案）」の意見募集（パブリックコメント）要領

1. 目的

令和3年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたことから、令和3年4月に「安芸太田町過疎地域持続的発展計画（令和3年度～7年度）」を策定し、持続可能な地域づくりに取り組んできましたが、令和7年度で計画期間が終了を迎えます。

この度、第3次安芸太田町長期総合計画、「安芸太田町総合ビジョン」を基に、今後5年間の計画として、「安芸太田町過疎地域持続的発展計画（令和8年度～12年度）（案）」を作成しました。については、町民の方のご意見を反映した計画とするため、意見募集（パブリックコメント）を実施しますので、この計画（案）に対するご意見、ご提言をお寄せください。

2. 閲覧・募集期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月13日（金）まで
《郵送の場合は当日消印有効》

3. 計画（骨子案）閲覧場所

町ホームページ

安芸太田町役場企画DX課、加計支所、筒賀支所、安野出張所 内
(平日の8時30分から17時15分の間)

4. 対象

町内に住所を有する方
町内に通勤し、又は通学する方

5. 意見の提出方法

任意の様式に「住所・氏名・連絡先・ご意見」を記載し、「安芸太田町過疎地域持続的発展計画案に関する意見」と明記のうえ、直接企画DX課にご持参いただくか、ファックス、電子メール、郵便、または閲覧場所の支所に設置する意見箱へ提出してください。

- ・郵送：〒731-3810 安芸太田町大字戸河内 784-1 安芸太田町役場企画課あて
- ・FAX：0826-28-1622 安芸太田町役場企画課あて
- ・電子メール：kikaku@akiota.jp
- ・持参：安芸太田町役場企画課

6. パブリックコメントの結果（意見の公表）について

- ・提出されたご意見とそれに対する町の考えは、ホームページ上で公表いたします。
- ・提出されたご意見に対して、個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

- ・ご意見が重複した場合は、一つに集約することがあります。
- ・「氏名」、「住所」、「電話番号」は、公表いたしません。
- ・「氏名」、「住所」、「電話番号」が明記されていないご意見に関しては、意見の概要及びそれに対する町の意見は、公表いたしません。

【個人情報の取扱いについて】

個人情報については、安芸太田町個人情報保護条例に基づき適正に管理いたします。

7. その他

何かお気づきの点などありましたらお知らせください。

お問い合わせ先：安芸太田町企画 DX 課 電話 0826-28-2112